

12月1日、泉南市子どもの権利条例委員会は、竹中市長に第2回報告書を提出しました。条例が施行された平成24年10月から現在までの運営状況や事業の実施状況を検証し、成果や課題がまとめられました。運営状況（「子どもにやさしいまち」という大きな目的に向かって、総合的にみてどうか）については、下記の3点について意見をいただきました。

- ①条例を積極的に広報し、条例を推進する市の体制を確立すること
- ②子どもの意見表明や参加を大切に、さまざまな機関において実施すること
- ③子どもが人権救済を受けることができる相談・救済の仕組みを整えること、その際子どもにとって相談しやすく、より実効性のあるものとする

①については、条例を知ってもらうということ、推進していくことの大切さについて話し合われました。②については、子どもは社会の一員として、自分が必要とされることで力を発揮すること、また、おとなはその姿を見ることで、子どもをパートナーとして見るようになることなどが話し合われました。③については、子どもは安心した居場所でこそ、相談するものであるとともに、身近にいるおとなの存在が大変大きい、また解決の方法も、おとなだけが考えるのではなく、子どもの意見や気持ちを反映させることが大切

であるとの話が出されました。

今年も、この報告書に書かれていることをもとに、施策を展開していきたいと考えています。今回の報告は、ウェブサイトや市役所情報公開コーナーで公開します。



【問合せ】 泉南市子どもの権利に関する条例事務局（人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX483-7306 / e-mail: jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp）